

「大学院設置基準」をめぐる所見

(附) 会長談話

昭和42年6月

国立大学協会

会 長 談 話

ここに発表する『「大学院設置基準」をめぐる所見』は、大学院の重要性がますます痛感せられつつある今日の状況にかんがみ、大学院運営の基本原則についての考え方と緊急焦眉の改善措置を、もっぱら現行制度に立ちつつ「設置基準」を検討するという立場から述べ、かつ要望したものであるが、もちろん大学院の改善は、単なる「設置基準」の問題につけるものではない。むしろ今日もっとも必要とされるのは、主として学部や講座を基礎として設置され、運営されている現行大学院の在り方を、根本的に検討すること
でなければならない。

今日の大学院は、少なくとも国立大学に関するかぎり、実質的には学部とよばれるものの附帯事務であるかの如き観を呈しており、大学院に固有の予算もなく、大学院に固有の建物設備もなく、また教官も事務職員も存在してはいない。こうして、大学院に学ぼうとする有能な青年は年ごとに増加してきているにもかかわらず、国立大学における教育活動の重点はあくまで学部や講座を中心としたものに限局され、若手研究者の養成の場として重責を担っている大学院の^{ステイタス}存在は、甚だしく不明確であるとともに不安定の状態におかれていることは、まことに寒心に堪えない。もとより、大学院の整備充実や改善を、あくまで学部や講座のみを基準として処理しようとすることには問題があり、新制度の大学院が高い学問的水準を保ち、優秀な研究者を養成することを任務としていることからすれば、それはこれまでとは全く異なった建前と理念の上に再建されなければならない。いやしくも学部教育の単なる延長や補習のごときものとして安易に処理されてはならない。

戦後20年を経て、日本の6・3・3・4制の学校教育の体系は、いま再検討されなければならない時期に来ているが、この際在るべき学校教育の新しい体系のなかで、大学院がどのような位置を占めるべきかが明らかにされなければならないであろう。高い学問的水準を代表する若手研究者の養成と高度

な職業的能力と資質の開発とは、日本の大学院にとっての重要任務なのであるから、本協会は今後引き続き、大学院の在るべき姿とそのヴィジョンについて、十分の検討を行なう決意でいる点を明らかにしておきたい。とくに、学問の国際交流のはげしい今日、大学院を中心とする教育と研究こそは、日本の学問をつねに国際的な水準に保つ所以でなければならないのだから、その点から、大学院を中心とする人員、設備の充実はもちろんのこと、一つの大学が総力をあげて大学院の運営にあたるには、どのような制度にすべきかを、早急に検討すべきであろうし、そのためには、国立大学協会のなかに特別委員会を設置することも必要だと考えている。

昭和42年6月27日

国立大学協会

会長 大河内一男

「大学院設置基準」をめぐる所見

国立大学協会

最近、種々の角度から大学院制度をふくめて大学制度が論議されているが、とくに文部省をはじめ関係各方面においては、「大学院設置基準」（以下「基準」という。）の検討が行なわれている段階にある。本協会においても、かねてより大学院制度、とりわけその「基準」をめぐる諸問題について検討を行なってきたが、一応下記のような見解に達したので、ここにこれを公にし、関係各方面の参考に供する次第である。なお、本協会においては今後大学院制度をふくむ大学制度全般にわたり根本的再検討を行なっていく予定である。

1

新制大学発足以来すでに15年以上を経過した今日、大学院は大学においてはもちろんのこと、日本の学問の発展にとってもきわめて重要な役割を果たすにいたっている。しかるに、大学院については、学校教育法にきわめて一般的な規定はあるが、具体的な点については、重要な事項についても大学設置審議会が決定した「大学院設置審査基準要項」（以下「要項」という。）をもって定められているのみである。したがって、大学院の充実発展のためにとるべき方法の一つとしてその制度を整備する必要のあることはいなみえないところである。

しかしながら、日本における新制大学院の制度は、いまだ十分に定着せず、その実態には流動的な面が多いことも関係者のひとしく認めるところであろう。しかも近時、大学制度全般が再検討されようとしているとき、細目

にわたり固定された「基準」を早急に制定することは適当とは思われない。かりに、大学院の設置またはその審査等の必要から「基準」を制定する必要があるとしても、その場合は各方面の意見を十分に徴する等手続きその他において慎重を期するよう強く要望するものである。

以下、「基準」を定める場合において、とくに留意すべき諸点をあげることとする。

(1) 「基準」は、高い水準をめざすものであるべきこと

すでに述べたように、大学院は学問の研究と教育にとってきわめて重要な機関であり、学術の発展に決定的な意義をもち、ひいては社会の進展にとっても大きな役割を果たしている。したがって、「基準」にはこのような大学院のめざすべき高い理念とその担うべき重い責任とが明示されるとともに、「基準」の内容もこれにふさわしい高度の水準のものでなければならない。

もとより、大学院の増設は望ましいことではあるが、その結果、いやしくも乱立の弊を生じ、とくに博士課程の水準が低下するような事態におちいることのないよう、万全の措置を講ずる必要がある。「基準」およびその運用の面においても、この点が十分に配慮されなければならない。

(2) 各大学の自主性を尊重するものであること

本来、大学における研究教育の体制・方法等の具体的内容は、各大学が自主的にこれを定め、それぞれが十分にその特色を発揮すべきものである。本協会はすでに「大学設置基準」についても、これを大綱にとどめるべきであるという見解を公にしたが（『「大学設置基準の改善等について」に対する意見書』昭和41年2月4日の総会において決定発表）、とくに、大学院にあっては、この点がいっそう強調されなければならない。したがって、大学院設

置に関する基準を定める場合、これを細目にわたり画一的なものとするのは、蔽に避けなければならない。また、「基準」には、大学または研究科の種類・性格・教育方針によって自主的に運営することを妨げるものではない旨が明示される必要がある。

(3) 専門分野の特色を生かすものであること

本来、学問はそれぞれの分野によって、いちじるしく事情が異なっているが、とくに近年は学問の多様化の傾向が顕著である。この点は大学院の「基準」とその運用においても十分配慮されるべきであって、すべての専門分野にわたり、しかも細目についてまでこれを画一的に規定することは蔽に戒めなければならない。たとえば、在学年限などについても、専門分野によって異なった定めをなすような余地を残すべきである。この意味において、各専門分野によって事情を異にする点について、一般的な「基準」のほかには研究科別基準要項のようなものを定める場合においても、それは大綱にとどめるべきであって、いやしくも管理運営に関する大学の自主性を妨げることのないよう十分に注意しなければならない。

(4) 新しい学問領域の展開に対応しうるものであること

近年、学問の新領域、境界領域が急速に発展し、従来の専門区分に包括しえない分野が生じている。他方、研究の専門化、細分化が進むとともに、各専門分野の研究者の協力が必要となり、また、諸分野の総合の方法が新しく展開している。このような新しい領域に関する教育には、学部よりもむしろ大学院において行なうのが適当なものが少なくないので、基準を検討するにあたっては、新しい学問領域の展開が妨げられないように留意すべきである。

(5) 「基準」においては教員の組織および施設・設備について格段の配慮がなされるべきこと

(1)に述べた趣旨からいって、大学院は高度の研究教育体制を基盤としなければその目的を達成しえない。この意味において、「基準」は後述のように教員の組織・施設・設備に関しても高度に充実したものを志向するものでなければならない。これと関連して、大学院がその本来の機能を発揮するには、単に「基準」を制定することだけにとどまることなく、これに対する十分な経済的裏づけをすることが絶対に必要であることはいうまでもない。国立大学の場合にあっても、研究と教育に必要な経費と施設・設備（とくに学生経費および図書・実験研究用設備・研究室等）・教員の負担と待遇・事務機構・学生の奨学金制度等における経済的諸条件の整備が十分配慮されなければならない。このことは、すでに本協会としてもしばしば要望してきたところであり、緊急にこれら諸条件を整備しなければならない必要に迫られている。もし、この点が従来のように単なる彌縫的措施に終わるならば、わが国の大学院制度は必ずや近い将来において重大な危機に直面し、後代が学問の水準を維持継承し、これを高めることは不可能におちいらざるをえないであろう。

2

以上、「基準」をめぐる基本的問題について述べたが、以下、上述の基本的問題に直接関連する具体的問題について、一応現行大学院制度を前提とした見解を述べることにする。「基準」ないしその運用に関しては、さらにとり上げるべき問題も少なくないが、これらについては本協会においてもひきつづき検討を行ない、必要に応じてその結論を公にする考えである。

(1) 大学院の組織・機構等について

1の(2), (3), (4)において指摘した諸点は、大学院（研究科）の組織・機構・教員の組織等についてはとくに配慮されなければならない。

たとえば、いわゆる「積上げ式」、「並列式」の問題にしても、両者いずれの可能性をも認めるべきであり、また「積上げ式」の変型として、上部3年の課程のみを置く博士課程（修士の学位を有する者を入学させるもの）をも認める余地も残すべきである。

また、研究科は学部を基礎として組織されるとしても、各大学の実情に応じて、附置研究所をも基礎とすることができるものとすべきである。

さらに、教員組織は、研究科の基礎をなす学部・附置研究所の教員中、大学院において学生の研究を指導するにふさわしい業績と能力を有するものをもって組織されるべきであるが、必要に応じて学内の他の部局（大学院の基礎となっていない他学部・教養部・附置研究所等）の教員のなかで、前記の資格を有する者があればこれを教員組織に加えることができるものとすべきである。

また1の(1), (5)の趣旨からいって学生数に対する教員の比率も大学院にふさわしい研究と教育が行なわれうるよう高いものとされなければならない。

以上のほか、研究科・専門課程の構成等については、それぞれの大学がその特色を発揮しうるようなものとすべきである。

(2) 在学年限について

大学院の最短在学年限は、学制全般が現状のままであることを前提とすれば、修士課程にあっては2年、博士課程にあっては5年（医学および歯学の研究科にあっては4年）とし、修士課程を経た者の博士課程にあっては3年とするのが妥当であるが、1の(2), (3)の趣旨により、各専門分野の特殊性に

応じて、これを変えることができるものとするのが妥当である。

(3) 単位制度について

大学院における教育は、学部的那とは根本的に性格を異にするので、学部の単位制度をそのまま準用している現行「要項」には単位の計算方法等なお検討を要する点が少なくない。また、とくに、博士課程において、単位制度をとるべきか否かおよび単位制度をとった場合に修得すべき単位数については、各専門分野の特殊性に応じ決定しうるものとするべきである。なお、大学間における単位の互換性についてはこれを認めうるものとするのが妥当である。

(4) 施設・設備について

1の(1)、(5)において指摘した点は、とくに施設・設備の面において配慮される必要がある。

すなわち、大学院は教員および学生の数に応じて、その研究教育上の目的を達成するのに十分な施設と設備を備えるものとされなければならないが、それは大学院の目的にかんがみ、とくに高い水準のものとするべきである。なかんずく、博士課程の場合にあっては、このことがとくに強調されなければならない。この意味において、現在、大学院設置についても学部設置の際の基準が準用されているため、ややもすれば図書・実験設備等が不備のまま大学院が発足するきらいがあることは、きわめて問題であるといわざるをえない。また、これらの施設・設備は、つねに学術の進歩発展に応じて時宜にかなった拡充・更新を行わなければならないものとするべきである。

〔附 帯 意 見〕

国立大学の大学院について早急に改善・検討を要する諸問題

大学院設置基準をめぐる所見を公にするに際し、国立大学の大学院について、当面改善ないし検討を要する諸問題を挙げて参考に資するものである。ここに述べる諸点については本文1の(5)に述べた趣旨にもかんがみ、「基準」の検討に先立って早急に実現することを強く要望する。

(1) 学生経費をはじめ大学院固有の予算を大幅に増額する必要のあること

(注) 大学院にあっては、学生にも高度の研究が要求されることに留意しなければならない。この意味においては、現在の大学院学生経費、調査および学会のための出張旅費等の実状はまことに不十分であるといわざるをえない。この点につき、格段の考慮を必要とする。

(2) 大学院担当教官の拡充をはかること

(注) (ア) 本文に述べた大学院教官の拡充をはかるために、国立大学の場合にも、大学の円滑な管理と運営を妨げない方法によって、大学院のための講座・教官を置くことを検討すべしである。

(イ) 任期を限って大学院の研究教育に協力させる post doctoral fellow (いわゆるtutor) を置く制度を検討する必要がある。

当面は、学術振興会による奨励研究生制度を拡充して活用することも一つの方法である。

(3) 附属研究施設の制度を、大学院の研究教育のために積極的に活用することを検討すること

(注) このことは、とくに新しい学問領域や境界領域の発展に対応するためにも望ましいことである。

(4) 施設および設備を飛躍的に拡充・整備すべきこと

(注) 大学院の研究教育上、施設および設備の充実がきわめて重要な要素であることは疑いを容れない。しかしながら、現状は理想にはほど遠く、大学院の研究教育を阻害する要因ともなっている。したがって大学院に固有の

施設および設備を緊急に拡充・整備する必要がある。

(5) 大学院に必要な事務組織を整備すること

(注) 大学院関係の事務は、質的量的ともに飛躍的に増大しているにもかかわらず、大学院独自の事務組織がなく、大学院の管理と運営にも大きな支障をきたしている。

大学院に必要な事務組織を整備強化し、研究科（あるいは学部）にそれぞれ大学院の教務その他の事務を担当する専任の掛を設け、このため必要な事務職員を増員するなど、適正かつ能率的な事務機構を確立する必要がある。

(6) 大学院担当教官の待遇を改善する必要があること

(注) 大学院の水準を高く保つにふさわしい教官を確保するためにも、また、大学院教育に対する教官の負担がいちじるしく増加している現状からしても、大学院担当教官の待遇の改善は根本的な検討を要する問題であるが、とりあえず、現在国立大学において支給されている調整額について、次の二点の実現をはかるべきである。

(ア) 資格審査の上、大学院の研究教育に協力させる助手に対して調整額を支給する制度を設けるべきである。

(イ) 大学が大学院の担当者として指定した教官には、当該大学の認定のみにもとづいて、差別なく調整額を支給すべきである。

(7) 大学院学生に対する奨学金制度を根本的に改善する必要があること

(注) わが国の学問の将来にとって、優秀な学生が大学院にあって研究に専念できる条件を整えることはとくに重要である。また、学部卒業後約5年の期間にあたる大学院学生の年齢は、その家庭から独立して生計をたてるべき時期に相当している。その意味においては、大学院学生に対する奨学金の現状ははなはだ不十分であって、奨学金制度を根本的に改善する必要がある。とくに、博士課程にあっては、貸与制度を給費制度に改めることも検討すべきである。また、学位論文完成のために、課程終了後もひきつづき在学する者に対する奨学金についても考慮すべきであろう。

(8) 学生定員を合理的に定めること

(注) (ア) 現在定められている国立大学の大学院学生定員の基準は、必ずしも妥当でなく、学生定員の決定については大学の自主性が尊重されるべきであるとともに、基礎をなす学部（附属研究施設をふくむ。）、附置研究所等の部局のすべての講座・学科目・部門等が全面的に学生定員算定の基礎と

されるべきである。

(イ) 現在博士課程の定員が機械的に修士課程の二分の一と定められていることも妥当でない。とくに、近年国立大学に修士課程のみの大学院を置く場合が多くなったことにかんがみ、博士課程の定員およびその選考方法につき現行制度に検討を加える必要がある。

(9) 新設大学にも、その実質的諸条件の整備状況と客観的必要性に応じて、修士課程のみでなく、博士課程をも置くことが適当であること

(注) すでに述べたように、博士課程の水準は高く維持されるべきであるが、新設大学について一律に修士課程のみにとどめ、博士課程を置くに値する学問的水準に十分達していながら、しかもこれを置くことを認めないことは適当でない。